

令和元年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
教育総務課	県立学校PCB廃棄物 処理業務委託	県立学校のPCB廃棄 物処理業務委託	令和元年8月26日 ~ 令和2年3月31日	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社 北九州 PCB処理事業所	51,595,852	高濃度PCB廃棄物は通常の産業廃棄物処理施 設では処分できず、環境省策定のPCB廃棄物処 理基本計画により、本県で保管している高濃度 PCB廃棄物のうち、安定器・汚染物等につい ては、当該事業所で処理することされており、他 に代替する施設はないため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(高野遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 委託業務(高野遺跡)	令和元年7月1日 ~ 令和2年3月31日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	52,218,100	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県教委にはその体制がなく、 県下では当該法人が唯一この業務を行うことが できる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(蜂屋遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 委託業務(蜂屋遺跡)	令和元年9月2日 ~ 令和2年3月31日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	14,539,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県教委にはその体制がなく、 県下では当該法人が唯一この業務を行うことが できる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(惣山・京ヶ山遺 跡)	埋蔵文化財発掘調査 委託(惣山・京ヶ山遺 跡)	令和元年9月17日 ~ 令和2年3月19日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	32,537,160	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県教委にはその体制がなく、 県下では当該法人が唯一この業務を行うことが できる団体であるため。	2	3イ